

労審発第 1340 号  
令和 3 年 10 月 11 日

厚生労働大臣  
後藤 茂之 殿

労働政策審議会  
会長 清家 篤



令和 3 年 7 月 28 日付け厚生労働省発基安 0728 第 1 号をもって諮問のあった「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年10月11日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会安全衛生分科会  
分科会長 城内 博

「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要  
綱」について

令和3年7月28日付け厚生労働省発基安 0728 第1号をもって労働政策審議  
会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。  
ただし、第1の1の施行日を令和4年12月1日に修正すべきである。